

告示

埼玉県告示第六百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東富田	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
西富田	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
四方田	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
みどりが丘二丁目	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
東富田	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。

<p>みどりが丘二丁目</p>	<p>四方田</p>
<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>
<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>